

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例  
に基づく工場認可に関する手引き

2022年6月

町田市環境資源部環境共生課

## 【目次】

### 1 工場とは・・・P. 3

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
- (2) 工場の種類（第2条・条例別表第1）

### 2 工場を設置又は変更するときは・・・P. 5

- (1) 認可と認定を受ける（第81・84条）
- (2) 認可の申請に必要な書類（第81条・施行規則第30条）
- (3) 認可申請から認定までの手順
- (4) 認可・認定を受けるためには

### 3 工場の操業にあたっては・・・P. 10

- (1) 氏名等変更届（第87条）
- (2) 承継届（第88条）
- (3) 化学物質の使用量等の報告・化学物質管理方法書の作成、提出（第110・111条）
- (4) 標示板の掲出（第85条）
- (5) 現況届（第86条）
- (6) ばい煙濃度の測定・水質の測定等（第94・95条）
- (7) 揚水量の報告（第97条）
- (8) 事故届等（第98条）
- (9) 公害防止管理者の選任届（第105条）
- (10) 廃止届（第87条）

### 4 土壌汚染対策が必要なときは・・・P. 12

- (1) 変更・廃止時の土壌汚染状況調査（第116条）
- (2) 土地改変時の土壌汚染状況調査（第117条）

### 5 資料・・・P. 13

- (1) 有害ガス（条例別表第3）
- (2) 有害物質（条例別表第4）
- (3) 適正管理化学物質（規則別表第11）

# 1 工場とは・・・

## (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

2000年12月22日に東京都公害防止条例を全面的に改正し、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（略称：環境確保条例）が公布されました。その後、一部の規定を除き、2001年4月1日に施行されています。

環境確保条例では、一定の規模以上の機械設備を使用して物品の製造等を行っている事業場を工場とし、公害を未然に防ぐために認可・認定の制度を設け、操業中においても基準の遵守等を義務付けています。

## (2) 工場の種類

環境確保条例では別表第1（以下の表）に掲げる事業場を工場として定義しています。

<b>1 定格出力の合計が2.2キロワット以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を常時行う工場（レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において1年以上行うものに限る。）</b>
<b>2 定格出力の合計が0.75キロワット以上2.2キロワット未満の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業で次に掲げるものを常時行う工場</b> (1) 裁縫、織物、編物、ねん糸、糸巻、組ひも、電線被覆又は製袋 (2) 印刷又は製本 (3) 印刷用平板の研磨又は活字の鋳造 (4) 金属の打抜き、型絞り又は切断（機械鋸を使用するものを除く。） (5) 金属やすり、針、釘、鋷又は鋼球の製造 (6) ねん線若しくは金網の製造又は直線機を使用する金属線の加工 (7) 金属箔又は金属粉の製造 (8) つき機、がら機、粉碎機又は糖衣機を使用する物品の製造又は加工 (9) 木材、石材若しくは合成樹脂の引割り又は木材のかんな削り若しくは裁断 (10) 動物質骨材（貝がらを含む。）、木材（コルクを含む。）又は合成樹脂（エポナイト及びセルロイドを含む。）の研磨 (11) ガラスの研磨又は砂吹き (12) レディミクストコンクリートその他のセメント製品の製造（レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において1年以上行うものに限る。） (13) 魚肉又は食肉練製品の製造又は加工 (14) 液体燃料用のバーナーの容量が1時間当たり20リットル以上又は火格子面積が0.5平方メートル以上の炉を使用する食品の製造又は加工
<b>3 次に掲げる物品の製造、加工又は作業を常時行う工場</b> (1) 金属線材（管を含む。）の引抜き (2) 電気又はガスを用いる金属の溶接又は切断 (3) 厚さ0.5ミリメートル以上の金属材つち打ち加工又は電動若しくは空気動工具を使用する金属の研磨、切削若しくは鋷打ち (4) ショットブラスト又はサンドブラストによる金属の表面処理 (5) 塗料、染料又は絵具の吹付け (6) 乾燥油又は溶剤を用いる擬革紙布、防水紙布又は絶縁紙布の製造 (7) 溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工 (8) ドライクリーニング

- (9) テレピン油又は樹脂を原料とする物品の製造
- (10) 石炭、亜炭、アスファルト、木材若しくは樹脂の乾りゆう又はタールの蒸りゆう若しくは精製
- (11) たん白質の加水分解
- (12) 合成樹脂の製造若しくは加熱加工又はファクチスの製造
- (13) 石綿、岩綿、鉱さい綿、ガラス綿、石こう、うわ薬、かわら、れんが、土器類、陶磁器、人造砥石又はるつぼの製造
- (14) 電気分解又は電池の製造
- (15) 床面積の合計が50平方メートル以上の作業場で行われるテレビジョン、電気蓄音器、警報器その他これらに類する音響機器の組立て、試験又は調整
- (16) ガス機関、石油機関その他これらに類する機関の試験又は調整
- (17) 発電の作業
- (18) 金属の溶融又は精錬（貴金属の精錬又は活字の鋳造を除く。）
- (19) 金属の鍛造、圧延又は熱処理
- (20) 溶剤を用いる塗料の加熱乾燥
- (21) 塗料、顔料若しくは合成染料又はこれらの中間物の製造
- (22) 印刷用インク又は絵具の製造
- (23) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸りゆう産物又はその残りかすを原材料とする物品の製造
- (24) 電気用カーボンの製造
- (25) 墨、懐炉灰又はれん炭の製造
- (26) 動物質臓器又は排せつ物を原料とする物品の製造
- (27) 油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造
- (28) 肥料の製造
- (29) ガラスの製造又は腐しょく若しくは加熱加工
- (30) ほうろう鉄器又はほうろう薬の製造
- (31) セメント、生石灰、消石灰又はカーバイトの製造
- (32) 硝酸塩類、過酸化カリウム又は過酸化ナトリウムの製造又は精製
- (33) ヨウ素、いおう、塩化いおう、塩化ホスホリル、りん酸、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、アンモニア水、炭酸カリウム、炭酸ナトリウム、さらし粉、次硝酸ビスマス、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩、バリウム化合物、銅化合物、スルホンメタン、グリセリン、スルホン酸アンモニウム、酢酸、安息香酸又はタンニン酸の製造又は精製
- (34) 有機薬品の合成
- (35) 火床面積が0.5平方メートル上又は焼却能力が一時間当たり50キログラム以上の焼却炉を使用する廃棄物の焼却
- (36) 油缶その他の空き缶の再生
- (37) 金属の酸洗い、腐しょく、めっき又は被膜加工
- (38) 鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造
- (39) 羽若しくは毛の洗浄、染色若しくは漂白、繊維の染色若しくは漂白又は皮革の染色
- (40) 紙又はパルプの製造
- (41) 写真の現像
- (42) 有害ガスを排出する物の製造又は加工
- (43) 有害物質を排出する物の製造又は加工

## 2 工場を設置又は変更するときは・・・

### (1) 認可と認定を受ける (第81・82・84条)

工場を設置しようとする者は、事前に認可申請書を市に提出し、認可を受けなければなりません。その後、この認可に係る工事が完成したときは、その旨を市に届け出て、認定を受けなければ使用を開始することができません。また、既に設置している工場を変更しようとする者も一部の例外(※)を除き、認可及び認定を受ける必要があります。なお、認可及び認定を受けるためには、環境確保条例に定められている基準、規定、構造等に適合していることが必要です。

#### (※) 軽微な変更について (施行規則第32条)

ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音若しくは振動の増加又は水質若しくは悪臭の変化を伴わない以下の条件に当てはまる場合、軽微な変更として扱い、認可及び認定を不要としています。

- 1 原動機の出力の増加を伴わない作業の方法の変更
- 2 同一作業場内における施設の配置の変更
- 3 ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法の変更

軽微な変更に該当する場合でも、事前に環境共生課にご相談いただき、軽微な変更報告書(町田市独自様式)のご提出をお願いします。

### (2) 認可の申請に必要な書類 (第81条・施行規則第30条)

認可申請には、条例に基づいた書類が必要となります。書面で提出する場合は正本とその写しを各1通ご提出ください。電子媒体で提出を希望する場合は環境共生課までお問い合わせください。なお、第7号様式は町田市ホームページからダウンロードすることができます。また、環境共生課窓口でもお渡ししています。

- 1 工場設置変更認可申請書(第7号様式その1、その2)
- 2 敷地内建物の配置及び給排水系統図(第7号様式別紙1その1、別途図面の添付も可)
- 3 建物の棟別用途・構造・面積等(第7号様式別紙1その2)
- 4 機械・設備等の施設(第7号様式別紙1その3)
- 5 施設の構造・使用・管理の方法(第7号様式別紙2～7)

ばい煙・粉じん・有害ガス・悪臭・汚水・騒音・振動・地下水揚水について該当するもののみ

- 6 有害物質及び有害ガス等の取扱いに関する報告書(町田市独自様式)

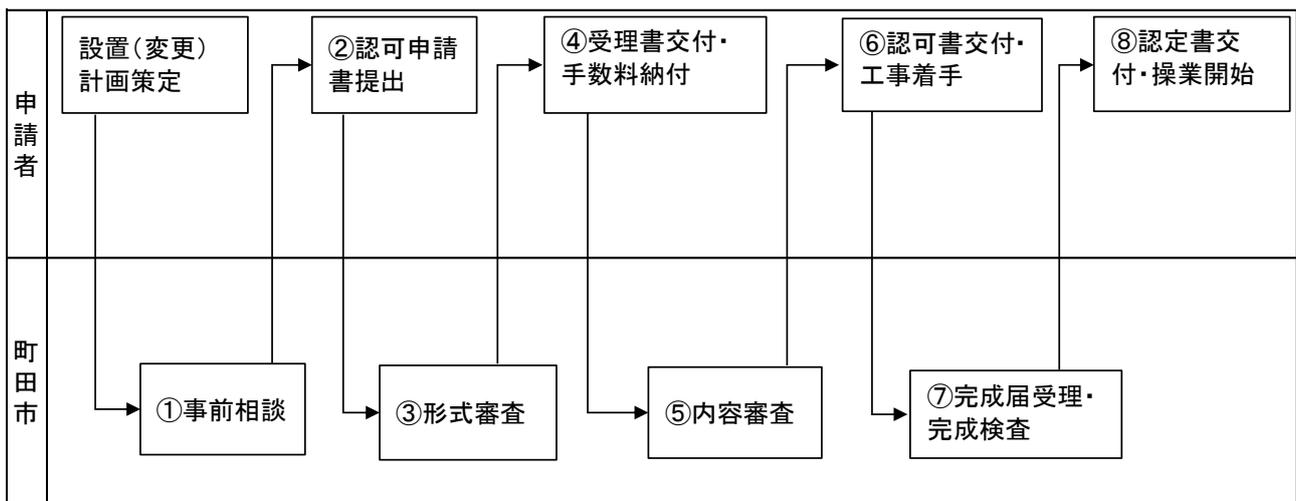
また、様式とは別に以下の添付書類が必要となります。定められた様式はないため、建築確認の図面など他の申請に使用する書類を流用しても構いません。

- 1 案内図（少なくとも周囲100メートル以内の状況がわかるもの）
- 2 立面図
- 3 断面図
- 4 平面図・施設配置図（施設配置には第7号様式別紙1その3と同じ施設番号を記入）
- 5 その他公害防止のために参考となる資料（塀の設置図面、仕様書、カタログ、設計計算書、濃度等計量証明書、使用薬品の安全データシート（SDS）、ばい煙・騒音・振動計算書、使用燃料の成分表、煙突・煙道図面、関係法令の許可書など）

以下の書類は必要に応じて添付してください。いずれも定められた様式はありません。

- 1 手続き代行者選任届書（申請手続きを代理人が行う場合）
- 2 変更の概要（変更認可申請の場合）

### （3）認可申請から認定までの手順



申請フロー図

#### ① 事前相談

工場の設置又は変更の計画に関する資料（設置場所、周囲の状況、建物配置・構造、施設及びその能力、施設配置図、作業内容、作業時間、使用予定の薬品等に関する情報、公害の防止の方法等）をお持ちになり、町田市環境共生課にいらしてください。市から申請に必要な書類や騒音、振動、水質等の環境関連法令に係る事項などについてご説明いたします。

#### ※注意事項

この時点で他の法令に係る事項について各所管課と相談し必要な調整を行ってください。特に、都市計画法や建築基準法に照らして適正であるか確認してください。

## ② 認可申請書提出

申請に必要な書類を作成し、設置又は変更を行う60日前までに町田市環境共生課にご提出ください。その際に環境関連法令に基づく届出書類が必要となる場合は合わせてご提出下さい。

## ③ 形式審査

町田市が受け取った認可申請書に不備がないか審査をします。申請者に書類の修正や追加の添付資料を求めることもあります。

## ④ 受理書交付・手数料納付

認可申請書に不備がない場合には申請書を受け付け、受理書及び手数料の納付書を交付します。申請者は受理書を受領し、次表に掲げる料金を納付してください。

### ○工場認可手数料

申請の種類・作業場の床面積の合計		手数料
設 置	500㎡以下のもの	8700円
	500㎡超え1000㎡以下のもの	14200円
	1000㎡超えるもの	20200円
変 更		7600円

## ⑤ 内容審査

周囲の状況や作業内容、公害防止の方法等を調査し、申請の内容で公害防止上問題がないか審査します。周囲の状況の確認のため、現地調査を行うこともあります。問題があると認められる場合には対策について申請者と協議します。

## ⑥ 認可書交付・工事着手

申請内容が条例で定めている基準等に適合していると認められる場合、町田市から認可書を交付します。認可をするにあたって、公害防止のための条件を付すこともあります。申請者は町田市から認可書を受領し、設置又は変更の工事を開始してください。

## ⑦ 完成届受理・完成検査

設置又は変更の工事が完成したときは、その日から15日以内に完成届（第9号様式）を提出してください。町田市が認可内容に適合していることを確認するため、現地調査を行います。

## ⑧ 認定書交付・操業開始

完成検査の結果、認可の内容及び条件に適合していると認められるときはその旨を認定し、完成届の受理日から10日以内に認定書を交付します。申請者は町田市から認定書を受領し、操業を開始してください。なお、操業中においても必要な報告・届出の提出、基準等の遵守をお願いします。

#### (4) 認可・認定を受けるためには

公害防止を図るため、工場には様々な規制がかかります。内容は次の通りです。

工場にかかる主な規制

規制基準の遵守等（第68条、別表第7）	規制基準を超えるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生をさせてはならない。
燃料の基準の遵守等（第69条、規則第22条、規則別表第2）	1日当たりの重油その他の石油系燃料（※）の使用量が300リットル以上の燃料を使用するときは、規則別表第2で定める基準に適合する燃料を使用しなければならない。 （※）重油その他の石油系燃料 重油、原油、ナフサ、灯油、軽油等の液体燃料
集じん装置の設置（第70条、規則第23条、規則別表第3）	規則別表第3で定めるばい煙施設（ボイラーなど）を設置しているものは同表で定める集じん装置を設置しなければならない。
粉じんを発生する施設の構造基準等（第71条、規則第24条、規則別表第4）	規則別表第4で定める粉じんを発生する施設（コークス炉など）を設置するときは同表で定める構造基準並びに施設の使用及び管理の基準を遵守しなければならない。
有害ガス取扱施設の構造基準等（第72条、規則第25条、規則別表第5）	有害ガスを取り扱う工場を設置している者は、有害ガス取扱施設の構造を規則別表第5で定める基準に適合させ、並びに当該有害ガス取扱施設の使用及び管理の方法につき同表で定める基準を遵守しなければならない。
炭化水素系物質の排出防止（第73条、規則第26条、規則別表第6）	規則別表第6で定める炭化水素系物質を貯蔵する施設等を設置しているものは、貯蔵等に伴う当該物質の排出を防止するために必要な設備を設置しなければならない。
汚水に係る有害物質除去設備の設置（第74条、規則第27条、規則別表第7）	有害物質を取り扱う作業に伴い生じる汚水（作業汚水）と作業汚水以外の水との混合をして、公共用水域に排出するときは、混合する前の作業汚水につき、当該作業汚水に含まれる有害物質の量が規制基準を超えないようにするために必要な設備を設置しなければならない。
有害物質取扱施設の地下浸透防止の構造基準等（第75条、規則第28条、規則別表第7）	有害物質を取り扱う工場を設置している者は、規制基準を超える汚水に含まれる有害物質の地下への浸透を防止するため、有害物質取扱施設の構造を規則別表第7で定める基準に適合させ、並びに当該有害物質取扱施設の使用及び管理の方法につき同表で定める基準を遵守しなければならない。

地下水の揚水施設の構造基準及び揚水量の制限（第76条、規則第29条、規則別表第8）	地下水揚水施設を設置するときは、当該揚水施設の揚水機の吐出口の断面積の上限を21平方センチメートルとし、吐出口の断面積が6平方センチメートルを超える場合はストレーナーの位置を400メートル以深とし、吐出口の断面積が6平方センチメートル以下の場合は揚水機の出力を2.2キロワット以下とした上で1日当たりの揚水量を最大20立方メートルかつ月平均で10立方メートルとしなければならない。
へい等の設置（第77条）	規制基準が適用されない一時的な作業等に伴って発生する騒音、振動又は粉じんを防止するために必要なへい、屋根、植込み、特殊基礎などを設けなければならない。
位置の制限（第78条）	別表第8に掲げる工場は、学校又は病院の敷地の周囲100メートルの区域内に設置してはならない。
自動車の出入口の制限（第79条）	レディミクストコンクリート工場又はアスファルトコンクリート工場の自動車の出入口は、幅員12メートル以上の道路に接しなければならない。
屋外作業の制限（第80条）	工場においては、作業の性質上やむを得ない場合を除き、屋外で騒音、振動又は粉じんを発生させる作業をしてはならない。

### 3 工場の操業にあたっては

#### (1) 氏名等変更届 (第87条)

氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、工場の名称及び所在地の変更があったときは、その日から30日以内に、工場氏名等変更届出書（第13号様式）を届け出なければなりません。

#### (2) 承継届 (第88条)

相続や法人の合併又は分割等により、認可を受けた者の地位を承継した者は、その日から30日以内に、工場承継届出書（第15号様式）を届け出なければなりません。工場承継届出書には承継の事実を証明する書類（登記事項証明書等）の添付が必要です。

#### (3) 化学物質の使用量等の報告・化学物質管理方法書の作成、提出 (第110・111条)

年に100キログラム以上の適正管理化学物質（P12参照）を取り扱う者は、事業所ごとに毎年度使用量の把握を行い、適正管理化学物質の使用量等報告書（第28号様式）により報告しなければなりません。

また、化学物質適正管理指針に基づき、事業所ごとに化学物質を適正に管理するための方法書（化学物質管理方法書）を作成しなければなりません。従業員数が21人以上の事業所を設置する者の場合は、作成（又は変更）した化学物質管理方法書（第29号様式）の提出をしなければなりません。

#### (4) 標示板の掲出 (第85条)

設置認可を受けた者は、工場の名称等必要な事項を記載した表示板（第11号様式）を、当該工場の公衆の見やすい場所に掲出しておかなければなりません。

#### (5) 現況届 (第86条)

別表第8に掲げる工場を設置している者は、認可を受けた日から起算して3年を経過するごとに当該経過した日から30日以内に工場現況届出書（第12号様式）を届け出なければなりません。

#### (6) ばい煙濃度の測定・水質の測定等 (第94・95条)

工場を設置している者で、当該工場のばい煙施設からばい煙を排出する者、また当該工場から汚水を公共水域に排出する者は、それぞれ規則第43・44条で定めるところにより、ばい煙の濃度を測定し、また汚水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければなりません。

#### (7) 揚水量の報告 (第97条)

工場を設置している者は、揚水施設により地下水を揚水するときは、規則第45条に定めるところにより、水量測定器を設置し、地下水の揚水量を記録し、地下水揚水量報告書（第18号様式）により報告しなければなりません。

### (8) 事故届等 (第98条)

工場を設置している者は、事故により人の健康又は生活環境に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭を発生させた場合は、直ちに応急の措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を通報し、工場事故届出書（第19号様式）により届け出なければなりません。

また、事故の発生の日から30日以内に、再発防止のための措置に関する計画を策定し、事故再発防止措置計画書（第20号様式）により届け出なければなりません。その措置が完了した場合には、速やかに事故再発防止措置完了届出書（第21号様式）により届け出なければなりません。

### (9) 公害防止管理者の選任届 (第105条)

規則別表第9に掲げる工場を設置している者は、公害防止管理者を選任し、作業の方法、施設の維持等について公害を発生させないよう監督を行わせるとともに、公害防止管理者の選任（又は解任）について東京都公害防止管理者選任（解任）届出書（第23号様式）により届け出なければなりません。

### (10) 廃止届 (第87条)

認可に係る工場を廃止したときは、その日から30日以内に、工場廃止届出書（第14号様式）を届け出なければなりません。その際に、第116条に基づく土壤汚染状況調査の必要性を確認するため、特定有害物質取扱い状況等報告書（町田市独自様式）を一緒にご提出ください。

## 4 土壤汚染対策が必要なときは・・・

### (1) 変更・廃止時の土壤汚染状況調査等の義務 (第116条)

工場を設置している者で、有害物質 (P 1 1 参照) を取り扱ったことのある事業者 (その地位を承継した者を含む) は、工場を廃止又は主要な施設等の除却に伴い土壤の掘削をしようとするときには、当該工場の敷地内の土壤の汚染状況を調査し、その結果を土壤汚染状況調査報告書 (第32号様式) により届け出なければなりません。また、この土壤汚染状況調査を事業者が行わなかった場合は、事業者から当該土地の譲渡を受けた者がこの調査を行わなければなりません。

なお、工場廃止に伴う土壤汚染状況調査が必要であるときに、一定の要件を満たす場合には一時的に調査を猶予することもできます。工場の廃止や変更を行うときには土壤汚染状況調査についても環境共生課にご相談ください。

### (2) 土地改変時の土壤汚染状況調査 (第117条)

3 0 0 0 m<sup>2</sup>以上の敷地内 (※) において土地の改変 (土地の切り盛り、掘削など) を行う者は土壤汚染対策指針に基づき、当該土地の改変を行う土地における過去の有害物質の取扱事業場の設置状況などについて調査し、その結果を土地利用の履歴等調査届出書 (第34号様式) により届け出なければなりません。当該届出は東京都多摩環境事務所環境改善課が窓口となっています。届出要否や手続き方法等については多摩環境事務所環境改善課にお問い合わせください。

なお、3 0 0 0 m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更 (土地の改変と同じ) を行うときは土壤汚染対策法の手続きが必要となります。工場の手続きを行うときに環境共生課にご相談ください。

(※) 現に水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設が設置されている工場等の土地においては、9 0 0 m<sup>2</sup>以上の土地の改変を行うときに届け出なければなりません。

## 5 資料

### (1) 有害ガス (条例別表第3)

1 弗素及びその化合物	2 2 トリクロロエチレン
2 シアン化水素	2 3 テトラクロロエチレン
3 ホルムアルデヒド	2 4 ピリジン
4 メタノール	2 5 酢酸メチル
5 イソアミルアルコール	2 6 酢酸エチル
6 イソプロピルアルコール	2 7 酢酸ブチル
7 塩化水素	2 8 ヘキサン
8 アクロレイン	2 9 スチレン
9 アセトン	3 0 エチレン
1 0 塩素	3 1 二硫化炭素
1 1 メチルエチルケトン	3 2 クロルピクリン
1 2 メチルイソブチルケトン	3 3 ジクロロメタン
1 3 ベンゼン	3 4 1, 2-ジクロロエタン
1 4 臭素及びその化合物	3 5 クロホルム
1 5 窒素酸化物	3 6 塩化ビニルモノマー (別名クロロエチレン)
1 6 トルエン	3 7 酸化エチレン
1 7 フェノール	3 8 砒素及びその化合物
1 8 硫酸 (三酸化いおうを含む。)	3 9 マンガン及びその化合物
1 9 クロム化合物	4 0 ニッケル及びその化合物
2 0 キシレン	4 1 カドミウム及びその化合物
2 1 塩化スルホン酸	4 2 鉛及びその化合物

### (2) 有害物質 (条例別表第4)

1 カドミウム及びその化合物	1 5 1, 1-ジクロロエチレン
2 シアン化合物	1 6 1, 2-ジクロロエチレン
3 有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及び EPN に限る。)	1 7 1, 1, 1-トリクロロエタン
	1 8 1, 1, 2-トリクロロエタン
4 鉛及びその化合物	1 9 1, 3-ジクロロプロペン
5 六価クロム化合物	2 0 チウラム
6 砒素及びその化合物	2 1 シマジン
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	2 2 チオベンカルブ
8 アルキル水銀化合物	2 3 ベンゼン
9 PCB	2 4 セレン及びその化合物
1 0 トリクロロエチレン	2 5 ほう素及びその化合物
1 1 テトラクロロエチレン	2 6 ふっ素及びその化合物
1 2 ジクロロメタン	2 7 塩化ビニルモノマー (別名クロロエチレン)
1 3 四塩化炭素	2 8 1, 4-ジオキサン
1 4 1, 2-ジクロロエタン	

(3) 適正管理化学物質 (規則別表第11)

1	アクロレイン	30	水銀及びその化合物
2	アセトン	31	スチレン
3	イソアミルアルコール	32	セレン及びその化合物
4	イソプロピルアルコール	33	チウラム
5	エチレン	34	チオベンカルブ
6	塩化スルホン酸	35	テトラクロロエチレン
7	塩化ビニルモノマー	36	1, 1, 1-トリクロロエタン
8	塩酸	37	1, 1, 2-トリクロロエタン
9	塩素	38	トリクロロエチレン
10	カドミウム及びその化合物	39	トルエン
11	キシレン	40	鉛及びその化合物
12	クロム及び三価クロム化合物	41	ニッケル
13	六価クロム化合物	42	ニッケル化合物
14	クロルピクリン	43	二硫化炭素
15	クロロホルム	44	砒素及びその無機化合物
16	酢酸エチル	45	PCB
17	酢酸ブチル	46	ピリジン
18	酢酸メチル	47	フェノール
19	酸化エチレン	48	ふっ化水素及びその水溶性塩
20	シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩を除く無機シアン化合物)	49	ヘキサン
		50	ベンゼン
21	四塩化炭素	51	ホルムアルデヒド
22	1, 2-ジクロロエタン	52	マンガン及びその化合物
23	1, 1-ジクロロエチレン	53	メタノール
24	1, 2-ジクロロエチレン	54	メチルイソブチルケトン
25	1, 3-ジクロロプロペン	55	メチルエチルケトン
26	ジクロロメタン	56	有機燐化合物 (EPNに限る。)
27	シマジン	57	硫酸
28	臭素化合物 (臭化メチルに限る。)	58	ほう素及びその化合物
29	硝酸	59	1, 4-ジオキサン

環境確保条例の条文は、東京都環境局のホームページでご覧になることができます。

○東京都環境局HPアドレス <https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/>

また、環境確保条例に関わる各種届出様式のダウンロードは、町田市トップページ  
(<https://www.city.machida.tokyo.jp>) から、

暮らし > ごみ・環境 > 環境 > 生活環境・公害対策 > 公害関係の届出  
> 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)に基づく届出様式  
もしくは、『環境確保条例に基づく届出様式』とサイト内検索をしてください。

## 問い合わせ先

町田市 (電話 042-722-3111 (代))

○公害苦情相談、公害関係法令(騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法)届出  
環境資源部環境共生課 (042-724-2711)

○都市計画法について

都市づくり部土地利用調整課 (042-724-4254)

○建築基準法について

都市づくり部建築開発審査課 (042-724-4413)

○公共下水道の接続、下水道法届出(新規設置の場合)

下水道部下水道管理課 (042-724-4339)

○下水道法届出(既存施設の場合)

下水道部水再生センター (042-724-1824)

東京都環境局 (電話 03-5321-1111 (代))

○環境問題についての一般的な問い合わせ

総務部総務課 (03-5388-3436)

○公害関係法令(大気汚染防止法)届出

多摩環境事務所環境改善課大気担当 (042-523-0238)

○公害関係法令(環境確保条例第117条)届出

多摩環境事務所環境改善課土壌地下水対策担当 (042-523-3517)

---

発 行：町田市環境資源部環境共生課公害指導係

〒194-8520

町田市森野2-2-22

電話 042-724-2711

FAX 050-3160-5478

発行日：2022年6月1日

---

この手引きは、環境確保条例の全てを網羅したものではありません。  
この手引きや環境確保条例について、ご不明な点等がありましたら、  
上記の環境共生課公害指導係までお問い合わせください。